栃木県会計年度任用職員（道路河川監視員）
募集要項

日光土木事務所では、会計年度任用職員（道路河川監視員）の募集を行います。

１　採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
１名	栃木県日光土木事務所 日光市萩垣面２３９０－７	・定められたコースを巡回し、道路施設及び河川施設の異常や法令違反等を監視する業務です。 ・巡回には５０ccのバイク（スーパーカブ）を使用し、多い日には１日１３０ｋｍ程度走行します。 ・暑い日や寒い日もバイクを運転するため、忍耐力が必要です。 ・積雪等により走行困難な場合は、所内業務に従事することもあります。 ・その他（事故現場の確認等)、担当職員から指示された業務にも従事します。

２　勤務条件

（１）任　　期　　令和８(2026)年12月１日から令和９(2027)年３月３１日まで
※１　採用後、１か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、１か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※２　勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で５年間)。

（２）勤務時間　　月曜日から金曜日（週30時間）
午前８時30分から午後３時30分まで
※１　午後０時から午後１時までは休憩時間です。
※２　原則、時間外勤務はありません。

（３）休　　日　　日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年１月３日までの日

（４）給　　与
①　時間額　　1,456円　（令和８(2026)年12月１日予定）
②　通勤手当　　当方規程により通勤手当を支給します。
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。

（５）有給休暇　　年次有給休暇ほか当方規程による

（６）社会保険　　雇用保険、共済組合（短期給付)、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。

（７）服　　務　　地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3　募集対象

次の（1）～（4）の全てを満たす人

（1）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない人
（次のいずれにも該当しない人）

ア　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（2）原動機付自転車（50cc）の免許を有し、実際に運転経験があり、現在も運転ができる人

（3）簡単なパソコン操作（報告書等の作成）ができる人

（4）積極的に業務に取り組む意欲がある人

4　受付期間

令和８(2026)年 11 月 11 日（水）から同年 11 月 16 日（月）

※応募状況により早期締め切り及び期間延長があります。

5　選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

面接の日時は応募書類到着後に電話連絡します。

6　申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

【令和８(2026)年 11 月 16 日（月）必着】

（1）履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

持参の場合には、平日の８：３０～１７：１５の間にお越しください。

郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

提出された書類は返却しません。当方が責任をもって破棄しますのでご了承ください。

〇応募書類の送付・提出先

〒３２１－１４１４　栃木県日光市萩垣面２３９０－７

栃木県日光土木事務所　総務課

7　結果の発表

選考結果については、面接実施後３日以内に電話でご連絡いたします。

※　連絡先は、面接時に確認します。

日光土木案内図



問い合わせ先

日光土木事務所総務課　電話０２８８－５３－１２１１